

論文

戦国大名朝倉氏知行制の展開

松浦 義則*

はじめに

1. 朝倉氏の跡職給与
2. 給恩地売買の禁止
3. 百姓得分地の売買と「御判の地」
4. 「作職進退」
5. 知行法の変質

結びに代えて

はじめに

本稿は越前の戦国大名朝倉氏の知行制を検討することにより、戦国大名としての朝倉氏の特質を明らかにしてみたいとの意図を持つ。

知行制といえはかつては戦国大名研究の中心的課題であり、例えば毛利氏を例に池享氏は「重層的領有体系」論を主張した。それは、通常の年貢支配権を認められた上級領有権のもとに名主職や名職などの支配権を認められた下級領有権が重層的に存在するというものである¹⁾。その当時は戦国期村落の土豪、小領主、地主などと表現されるものの性格をめぐって研究が盛んであったから、戦国大名が彼ら土豪層をどのように知行制に組み込んでいったかが議論された。この研究の中で、東国の戦国大名が家臣に与えた知行分には何らかの検地をおこなって把握した加地子得分（内得・内徳）が含まれているとの主張がなされ、論争となった²⁾。その論争は勝俣鎮夫氏の概説における貫高制論となつて一応の終結を見ているが³⁾、その後戦国・織豊期の検地論に論点の一部が発展させられたものの⁴⁾、知行制に関する関心は退いていったとしてよかろう。そうしたなかで、知行制を改めて取り上げるのであるから、まず朝倉氏の知行制に関する研究史を振り返るとともに、本稿での分析の枠組みを提示しておきたい。

朝倉氏の知行制について河村昭一氏は、職の分化により給人や寺社の間に重層的な収取関係が成立しており、朝倉氏はそれらの得分を安堵することにより、全体として名を中心とする荘園制的秩序を維持する役割を果たしていたとされる⁵⁾。朝倉氏が重層的得分を安堵により保証していたという点については神田千里氏も同様である⁶⁾。両氏の論考は朝倉氏の知行制を正面から取り上げたものではないが、朝倉氏知行制はこうした重層的構造を持っていることが一つの特徴であることを知ることがで

* 福井大学教育地域科学部教授

きる。

そのほかに、未公開ではあるが長谷川美穂氏に「戦国大名朝倉氏の権力編成と所領安堵」という修士論文があり⁷⁾、「跡職」や朝倉氏による「新寄進」の意義、安堵の種類論、目録安堵地の変化などが論じられている。朝倉氏は給恩地売買を認めていなかったが、永禄11年(1568)の目録安堵状よりそれを認めるようになることを指摘されたのは長谷川氏のこの論考である。この点は本稿も継承するが、長谷川氏のその他の論点はこの論考の公刊を期待して、本稿では論点から除いている。

分析の枠組みとしては、拙稿「戦国大名若狭武田氏の買得地安堵」を受けて、土地をめぐる契約、補任、安堵、没収などの行動を基礎づけている法秩序を荘園法、普通法、(朝倉氏)知行法に区分して捉えたいと思う⁸⁾。荘園法とはたとえば領家がある人に名主職を補任したり安堵する根拠となるものであり、普通法とは売買や譲与のようにどのような法秩序に属していても一般的に承認されている法的秩序である。これに対して(朝倉氏)知行法とは荘園法秩序(内得分の存在)や普通法(売買)を踏まえながらも、朝倉氏知行制のなかで独自の性格をもつ法秩序であり、これにもさまざまなものが含まれるが(例えば女性に受封資格を認めるか否か)、以下では主として知行地と認定されることにより生じる特別の権限を中心として考えてみたい。

このような枠組みを設定すると、朝倉氏の特別法である知行法が荘園法や普通法を破っていくことの中に戦国大名権力の自立(権力集中)を読み取ることが可能になってくる。しかしその方向だけではなく、朝倉氏知行法も末期にはそのままでは維持しがたくなり、その実質を失っていく。そうした複雑な動向を十分に解明できるとは思われないが、できる限りの検討を試みたい。

1. 朝倉氏の跡職給与

朝倉氏の「知行法」を検討するためには、何よりも家臣に宛てた知行宛行状を問題にする。寺社への安堵状や寄進状はさしあたりは家臣知行制の補助史料として位置付けたい。

孝景(英林)時代の史料としてはわずかに文明4年(1472)の敦賀郡の例が知られるのみである。それは敦賀郡の郡司とみられる朝倉景冬が某(気比社社家平松氏か)に宛てたもので、

気比社領内大谷跡大谷浦舛米・横浜夏堂保等事、任霜月七日之御奉書旨、各半済宛可有御知行者也、とされている⁹⁾。景冬に知行地引き渡しを命じた「御奉書」とは他の例から見て孝景の奉書と見てよいから、これは孝景の知行宛行状の内容を示すものとして扱うことができる。これは守護代甲斐氏の一族と推察される大谷氏の跡を与えたものであるが、この例から朝倉氏の知行宛行が誰々「跡」を単位として行われたことを知ることができる。

次に氏景の時代には、文明13年(1481)に鳥居五郎左衛門尉に宛てて、

溝江郷内永正寺領事、為御公領可有知行之状如件、

と記した宛行状がある¹⁰⁾。ここでは跡とは称されていないが、特定の知行者の知行分を単位として継承することは跡とおなじである。さらに氏景は文明14年に慈視院光玖に対し、

藤嶋下郷八塚内塚跡事、可被渡付中村弥次郎之状如件、

と命じており(鳥居文書)ここでも「塚跡」が中村氏に与えられている。これら孝景・氏景時代の知行宛行状より、朝倉氏の知行宛行は基本的に跡を給与するものであったと判断されるので、これを

「跡職給与」と称することにする。跡職給与に関しては『朝倉宗滴話記』のなかによく知られた次の記事がある。

英林様御扶持候やうは、そんちやう誰々が跡々に御扶持候と御知行被下候、(中略)貫数定り御扶持候へば、侍の高下相見へ候て無曲候、

英林(孝景)は「跡」を単位として知行を与えたのであり、貫高制のように数量化して知行を与えるのは家臣をランク付けするようでおもしろくないとされている。

この跡職給与はおそらく朝倉氏が戦国大名となる以前から採ってきた方式であろうが、給与の対象となる跡職の内容を規定していないから、新知行者の支配は以前の支配を継承することが基本であったろう。しかしこの跡職の内の土地が売却されている場合にはどうなるのが問題となってくる。この点についての朝倉氏の方針を示したものが、次に掲げる文龜3年(1503)12月晦日の2通の知行宛行状である(A鳥居文書。B「松雲公採集遺編類纂」137巻、三輪文書(『福井県史』資料編2所収))。

A.(鳥居余一左衛門尉宛)北庄内中村又四郎跡并沽却散在地等事 但除先安堵状、有限本役致其沙汰、於余分者、可有知行状如件、(内は割注。以下同じ)

B.(三輪藤兵衛尉宛)服庄内上坂跡并所々沽却散在地等事 但除先安堵状、有限本役致其沙汰、可有知行状如件、

この宛行状はこの年の4月の敦賀郡司朝倉景豊の反乱後の知行地の再編成に関連して発給されたもので、すでに「朝倉氏の知行制の一つの画期」を示すものとして注目されている¹¹⁾。この二点の宛行状は知行制の観点からすると次の点が注目される。まず(1)跡職給与であることは変わらないが、(2)本来跡職に含まれていた地で現在「沽却散在地」となっている所も知行の対象とされている、(3)しかしその「沽却散在地」に関し、これ以前に買得が安堵状で保証されている地は除く、(4)知行地の本役を負担し、「余分」(内得分)を知行することについて、新たな統一的規定が見られる。

このうち新たに問題となっているのは「沽却散在地」の取り扱いであったことは明白である。沽却散在地とはこの二つの事例の場合、跡職に含まれる土地のうち、売却されて現在は跡職を離れている地を指すものと判断される¹²⁾。朝倉氏はこうした「沽却散在地」について、朝倉氏の買得地安堵状のある土地を除き、没収して新知行人が支配することを認めたものである。それはどのような論理に基づくものかを節を改めて論じてみたい。

2. 給恩地売買の禁止

朝倉氏の方針を示すものとして先に掲げたA(北庄内中村又四郎跡)・B(服庄内上坂跡)をもと支配していた中村又四郎や上坂は朝倉氏家臣の可能性が強く、これらの跡職は朝倉氏給人の給恩地であった可能性が高い。したがって、まずは給人が給恩地を売却して「沽却散在地」となった場合を想定してみたい。給人が給恩地を売却した事例を示すことができないので、寺社の例を挙げると¹³⁾、永禄元年(1558)に勤行寺が「退転」したので「彼寺領分沽却散在地等集之」て知行せよと豊原寺大染院に命じられている例があり(小林正直氏所蔵文書、『福井県史』資料編2所収)、沽却したのは勤行寺と見てよからう。

こうした給恩地で「沽却散在地」となった地を取り戻して新給人が知行しうる理由は、朝倉氏が家

臣や寺社に与えた目録安堵状を検討すると比較的容易に理解できる。越前の寺社が本領・寄進地とならんで買得地を目録に記して守護の安堵を求めることは永享2年(1430)に敦賀郡西福寺領について知ることができる(西福寺文書89号)⁴⁾。朝倉氏もそれを継承していたことは、文明11年(1479)2月に孝景が織田寺玉蔵坊に宛てた文書に(劔神社文書9号)

織田庄内田数壺町壺段小地利分 目録坪付別紙在之、封裏訖、任買得当知行之旨、不可有相違之状如件、

とあるように、買得分目録が提出され、それを孝景が安堵している例から知ることができる。残念ながらその買得地目録は伝えられていないが、明応3年(1494)5月よりその買得地目録とそれを安堵する朝倉氏の裏封(裏書・裏花押)が見られるようになる。以下こうした形式の文書を目録安堵状と称すことにし、表にそれを示した。目録安堵を願う寺社は目録の末尾にこの目録に記載した耕地には不正はないという誓約文言を記しているが、表からわかるように明応9年(1500)に後々までの標準となる文言が記されるようになる。その部分は、

右在所、或不知行、或公事未落居之在所并御給恩之地書加申候由、及御沙汰候者、可有御勘落者也、仍状如件、

とあって(三田村士郎家文書4号)安堵を申請している耕地には不知行地、裁判で係争となっている地、朝倉氏よりの給恩地は書き加えていないこと、もしこうした耕地を加えている場合には没収されたいことを述べている。これにより、給恩地の売買は安堵の対象とならず、没収されることがわかる。戦国大名のうち「今川氏仮名目録」(13条)や「六角氏式目」(10条)は給恩地の売買を原則として禁止しているが、朝倉氏においても同様であったと思われる。ただし、給恩地とは本来は本領や預り地と区別される知行地なのであるが、朝倉氏のもとでは史料が欠けているため、給恩地の概念を精密化することができない。さしあたり、朝倉氏より知行宛行状および目録安堵状によって寺社・家臣に認められた土地を給恩地と捉えておきたい。

このように少なくとも明応9年以後は給恩地の売買は不当であるという朝倉氏知行法が形成されており、それを適用して文亀3年の知行宛行状においては給恩地である跡職が売買されて「沽却散在地」となっている場合には取り戻すことにされたのである。そうすると文亀3年の場合、「先安堵状」がある場合には取り戻しの対象から除かれていることはいかに理解すべきであろうか。この問題を考えるため、数代の朝倉氏よりの知行宛行状を伝えている唯一の例である家臣鳥居氏の文亀3年以後の事例を次に引用する(鳥居文書)。

C.〔天文18年(1549)12月19日、鳥居余一左衛門尉宛朝倉延景(義景)知行宛行状〕

志比庄内渡辺八郎左衛門親子跡、所々沽却散在之地等事、本役如先々令沙汰、可知行之状如件、

D.〔弘治3年(1557)10月5日、鳥居余一左衛門尉宛朝倉義景知行宛行状〕

六条保良専・良如、同子助俊・与次郎跡、所々持分沽却散在地等之事、諸役如先々令其沙汰、可知行之状如件、

これらの文書より、その後の知行宛行状も先の文亀3年の例を原則としているが、「但除先安堵状」の但書きがなくなるというただ一点のみが変化している。これは単純に考えれば、文亀3年以後のある段階から、朝倉氏は知行法に従い買得給恩地を安堵することはしなくなったことを意味する。

表 朝倉氏目録安堵状一覧

年代	所領	安堵申請地	誓約文言	安堵者	典拠
明応3(1494)5	洞雲寺領	本寺領分・玉岩新寄進分、石・銭高表示	不知行・公事未落居	貞景紙継目裏花押	洞雲寺6号
明応4(1495)12.24	永平寺領	霊供田、田数	不知行・公事未落居	貞景紙継目裏花押	永平寺11号
明応9(1500)8	随心軒領	買得当知行地、田数	不知行・公事未落居・給恩地	貞景裏書	三田村4号
文亀1(1501)6.23	洞春院領	買得相伝寄附地、田数	不知行・公事未落居・給恩地	貞景安堵状	藤木2・3号
文亀3(1503)9.10	西福寺領	寺納173.393石	不知行・公事未落居・給恩地	貞景紙継目裏判安堵状	西福寺149号
永正1(1504)12.25	宝慶寺領	寺納分178.85石、銭4貫文	不知行・公事未落居	貞景紙継目裏花押	宝慶寺4号
永正4(1507)2.16	金前寺領	寺納分9.23石、銭540文	不知行・公事未落居・闕所	郡司教景裏判	金前寺(敦古)
永正6(1509)11.18	栖閑院領	寺領・山林・敷地	-	郡司教景裏書	西福寺164号
永正7(1510)7.3	清観院領	寺納分64.86石	-	郡司教景裏判	西福寺166号
永正10(1513)9.7	春庠	買得田地、石・銭高表示	不知行・公事未落居	郡司教景裏書	西福寺177号
永正12(1515)5.11	慶芳	買得田、7.7石	不知行・公事未落居・給恩地	郡司教景裏判	西福寺181号
大永3(1523)11.16	横根寺領	田地惣目録、石・銭高表示	不知行・公事未落居・給恩地	-	青山五平2号
大永7(1527)3.11	洞雲寺隔庵領	仮屋地子銭4550文・7.75石	新寄進として安堵希望	郡司景高紙継目裏花押	洞雲寺7号
大永7(1527)3.11	洞雲寺領	寄進地目録24.85石(本役除)	新寄進として安堵希望	郡司景高紙継目裏花押	洞雲寺8号
享祿2(1529)5	大谷寺領	神領・坊領 石・銭高表示	不知行・公事未落居・給恩地	孝景裏書	越知神社40号
享祿3(1530)2.27	崇聖寺領	敷地・寄進地	-	郡司景高裏署名判	洞雲寺10号
享祿3(1530)11.4	府中真照寺領	寄進・買得地 2力所御給恩地	不知行・公事未落居・給恩地	孝景裏書	「府中寺社御除地」
享祿5(1532)6	比田刀祢領	買得目録	不知行・公事未落居・給恩地	郡司景紀裏書	中山(敦古)
天文8(1539)10.1	平泉寺賢聖院	院領・加増分494.185石、銭45287文	不知行・公事未落居	-	白山神社2号
天文20(1551)10.8	洞雲寺領	寄進地目録 石表示	新寄進、不知行・公事未落居	義景裏書	洞雲寺14号
弘治2(1556)2	崇聖寺領	寄進地、石・銭高表示	新寄進、不知行・公事未落居	-	洞雲寺16号
永祿1(1558)6.5	善妙寺領	164.66石、銭22419文	他人地・公事未落居	郡司景紀裏書	善妙寺12号
永祿9(1566)4	智法院領	当知行地、15.66石・銭630文 含給恩地	不知行・公事未落居・給恩地	義景裏判	劔神社52号
永祿10(1567)11	立神吉藤	買得地目録 石表示	不知行・公事未落居	-	山本重信10号
永祿11(1568)9.6	高村存秀	買得地目録 石・銭高表示	不知行・公事未落居・給恩地	義景裏書	白山神社13号
元龜2(1571)12.18	西泉坊領	寄進地・買得地 石・銭高表示	不知行・公事未落居・(給恩地)	義景裏書	中道院2号
元龜3(1572)6.6	岩本連満	所々買得田畠山林竹木 田積	不知行・公事未落居・給恩地	義景裏書	木下喜蔵
元龜4(1573)3.23	西福寺領	新寄進6.025石・寮舍分23.197石	不知行・公事未落居・給恩地	義景裏書	西福寺233号
元龜4(1573)4.13	木津宗久	買得地目録9.3石	不知行・公事未落居・給恩地	義景裏書	木津靖1号

注 は安堵申請地に給恩地が含まれているが、朝倉氏が新恩地として認める旨の文言が記されていることを示す。(敦古)は『敦賀郡古文書』。

朝倉氏は知行者が給恩地を売却すること自体を不当とし、新知行人に沽却散在地の取り戻しを認めたと。すなわち、土地得分の売買は一般的には売買法によって認められるとしても、それが給恩地である場合には売買は無効であるとするのである。すなわち朝倉氏の給恩地には朝倉氏知行法が適用され、普通法を破るのである。

3. 百姓得分地の売買と「御判の地」

これまで先給人の給恩地売買を問題としてきたが、新給人に与えられる跡職が常に以前から朝倉氏の給恩地となっていたとは限らない。先に引用したAの中村又四郎跡、Bの服庄内上坂跡が給恩地でなくいわば百姓地である可能性が（低いながらも）あり、そして右にDとして引用した「六条保良専・良如、同子助俊・与次郎跡」はむしろ百姓得分地と見るべきであろう。ここで百姓得分地というのは、朝倉氏より給与や安堵を受けた給恩地ではない、得分のある土地（後述する「百姓自名」など）を指すことにし、その持主の身分が寺庵・給人・百姓のいずれであっても構わないものとする。

右のDの事例から朝倉氏は百姓得分地であっても、給地として宛行うときにはその「沽却散在地」も没収しうることになっていた。こうしたことが可能となるためには、「沽却散在地」没収を問題とする前に、朝倉氏が百姓得分地を給地として家臣に与えることができるのはどのような場合かを考えなければならない。具体的にいうならば、朝倉氏といえどもこうした百姓得分地を理由なく没収して知行地として家臣に与えることはできなかつたはずである。したがって、朝倉氏が百姓得分地の「沽却散在地」を没収しうる場合は、百姓得分地が朝倉氏によって闕所とされた場合（公方闕所）ということになる。引用したDの場合、六条保良専以下が犯罪や敵対によって闕所とされ、鳥居氏に宛行われたものとみられ、闕所処分を受けると売却地も没収されるのは広く見られるところである¹⁵⁾。また河村氏が指摘されているように、戦国期越前では名主や名代が百姓得分地を売却して本役や内得分の納入ができなくなって「未進」や「逐電」、あるいは「上表」する 경우가多く、そうした場合には朝倉氏はその「沽却散在地」を没収して元のように負担をするように百姓に命じている¹⁶⁾。この場合に「沽却散在地」が没収されるのは本役や内得の未進や逐電が罪科と見なされているためであって、売買それ自体は好ましいことではないにせよ、罪科とは見なされていない。

朝倉氏支配下における給恩地＝知行法の対象、百姓得分地＝普通法の対象という区別が存在することを原則としながらも、一つの土地の上で両者が重なった時には問題が生じてくる。この問題を考える手がかりになるのが、次の事例である。大永7年（1527）に三国湊の滝谷寺が買得した田地についてこの地の国人領主である堀江景実は、

湊本田方之内田地五段、湊之百姓六郎太郎かたより御買得由蒙仰候、拙者知行分御判之内候条、雖可相押申候、貴寺之御事者、別而御祈念憑存候間、不是非候、...但湊双方江本役等如先々御沙汰肝要候、

と述べている（滝谷寺文書17号）。滝谷寺が湊の百姓より買得した5段の地は堀江景実が朝倉氏より知行地として保証された「御判の内」（給恩地）であるので、本来ならば没収しうる地であるが、滝谷寺との特別の関係により没収はしないとしている。問題は百姓六郎太郎と滝谷寺とのあいだで売買された得分の内容である。六郎太郎が堀江氏の「給恩分」を売却しうる権利を持っていたとは考えら

れず、また滝谷寺がこの買得地の安堵を堀江氏に求めていることからみて、この地が堀江氏の「給恩地」であることは承知の上のことなので、堀江氏の「給恩分」を買得することはまずあり得ない。したがってこの売買は堀江氏の「給恩分」を侵害するとは想定されていなかった六郎太郎の百姓得分地の売買であったと判断される。しかしそのような場合でも、「御判の地」であれば売買地を没収しうるとの主張がなされ得たのである。そうした事例はほかにも存在するであろうか。

福井県文書館に寄贈され、最近公開された山内秋郎家文書の次の永正17年（1520）の事例も¹⁷⁾、こうした「御判の地」の論理を示すものと思われる。

（前欠・中略）

参段 国年名之内、有坪境書八 券之面二在之、 櫻津ノ田中左衛門・祝六郎次郎・道願掃部沽却
大 徳長名之内 有坪境書八売券ノ面在之、 朝日納道孫太郎沽却
式段 檜物田 末 式石公方へ参御散田 末宗ノ助三郎・窪ノ後家沽却
壺段半 公事免 有坪河原田 宇野隼人沽却

（中略）

右此目録之上二書 申候田今田之分、於以後孝景様之御判形之由、被及聞召候者可被召者也、仍如件、

永正拾七年五月

広部将監
守徳（花押）

この文書には表題と宛名が欠けているが、この地の土豪である広部守徳が買得した土地を目録に書き上げたものとみられる。問題は末尾の文言であるが、「於以後孝景様之御判形之由、被及聞召候者」と仮定形になっているので、以後においてこの地が朝倉孝景よりこの文書の宛名の人に「御判形」で安堵された場合には、「可被召候者也」となること、すなわちこれらの土地を召し上げられてもよいことを約束した文書であると解釈できる¹⁸⁾。引用文中の宇野隼人のように朝倉氏の給恩分の沽却の可能性のある場合もあるが、多くは農民の得分を買得したものであり、特に織田寺僧と見られる人からの買得はない。したがってこれは給恩分の買得には相当せず、百姓得分地の買得であり、この文書の宛名の人からこれらの土地を召上げることができるのは孝景の「御判形」の地になった場合と考えるほかない。後の享禄元年（1528）11月に孝景は織田剣神社領について「近年不納之地今度遂糺明、書加寺社総目録封裏、為新寄進令寄附訖、…神領除諸役、作職已下同検断等如先規可為寺社之進退」との判物を与え、神領の内近年不納の地は糺明して寺社目録に書き加えて安堵し、作職と検断についての進退権も認めている（剣神社文書29号）。その「寺社総目録」の「平等不動堂金之御前散在之地被仰付候分」の内に、

壺斗 不動灯明料 すみや谷 広部将監方雖買徳候勘落

とあり、広部将監が買得した地が「散在の地」として勘落（没収）されている（同30号）。さらに「近年不納の地」を糺明して朝倉氏より「御寄進地」として「返付」された土地の内に、

式段 内徳壺石五斗 土器田 広部将監方ヨリ勘落

とあって広部将監の内徳が没収されている。

このようにみると「御判」の地になると、百姓の内得分の売買であっても没収しうるとい主張は

それなりの現実性を帯びていた。次の事例もこのような理解の上で解釈すべきものと思う。永正11年（1514）11月に孝景は家臣の斎藤与五郎に対し、

庄堺之四郎左衛門跡、子春裏判目録仁入筆之条悉可落之、小磯部村内正賢跡・山干飯内糠口村水落左衛門太郎父子跡・同所戸部村次郎兵衛同弟兵衛四郎跡・末野内行木名加谷名、各沽却散在地等事、有限本役被致其沙汰、可有知行者也、

と述べている（「松雲公採集遺編類纂」137巻、斎藤文書）。この文書は斎藤氏が子春（氏景）に提出して裏判によって安堵された目録に四郎左衛門跡が記載されているのでその売却地は悉く没収し¹⁹⁾、そのほかの斎藤氏知行地の跡や名についても沽却散在地の取り戻しが認められたものである。これらの地は百姓たちが、斎藤氏に断りもなく売却していた土地であったと判断されるのである。

以上から、朝倉氏の「御判の地」となると普通法における正当な売買をも破りうる強力な朝倉氏知行法上の存在になりうることを指摘しうらうと思う²⁰⁾。

4. 「作職進退」

「御判の地」は朝倉氏知行法上の存在であるとしても、その経済的側面は本役米や内得という荘園法のありかたを継承しているのであるから、「御判の地」が持つ権限もまた荘園法の概念によって表現されることになる。「御判の地」の権限をすべて明らかにすることはできないが、「作職進退」がその権限に属するという主張が見られるので検討の対象としたい。史料的に家臣の場合で検討することは不可能なので、以下は寺社の例を挙げる。

永正18年（1521）に敦賀郡西福寺と気比社の松田氏が木崎郷の名分半済における名代の逐電によって生じた問題で相論となり、郡司の朝倉教景が裁決しているが、名代に関しては、

就名代逐電者、跡職山林竹木并沽却田地等、何茂縦雖有先一行、既文龜三年之目録仁名分名付被書載上者、除公方闕所、悉寺家可為進退之状如件、

と述べている（西福寺文書195号）。この西福寺領はすでに朝倉氏の目録安堵を受けている地であるから、名を預かっていた名代が逐電したときには、公方闕所を除きその名代の跡職・山林竹木・沽却田地などが西福寺の支配に置かれるとされている。その後、追訴が出されたので7月に教景はもう一度裁決の結果を西福寺に伝えているが、右に引用した部分に対応する箇所では、

一、金山郷内関衛門名田之外、預り田畠之事、既文龜三年当寺惣目録天沢御裏判之上者、作職共可有御進退之状如件、

となっている（同196号）。目録安堵地であるから、「作職共進退」であるとされている。ここでの教景の論理は「御判の地」＝「作職進退」＝沽却地取り戻しということになる。

作職進退について他の例を挙げると、織田神社は享禄元年（1528）に孝景より寺社領を安堵されたときに「作職已下」の支配権が認められており（劔神社文書29号）、翌年には大谷寺が寺領の年貢未進の輩に対して「作職改易」を願って認められている（越知神社文書40号）。作職進退と沽却地取り戻しの関連をよく示す史料が山内秋郎家の新出文書のなかに存在する。永禄元年（1558）5月に織田寺玉蔵坊はもと織田寺より玉蔵坊領であった田地三カ所（分米3石）・畠一所（地子銭300文）の「作職」を安堵され、この作職地からの納入分は織田寺からの下行分として与えられることとされて

いるが、その証文の末尾には、

万一此田地いか様の方へも沽却、又八一作売など候者、其方へ不及案内作職別人二可申付候、仍永代作職不可有相違之状如件、

と記されており、玉蔵坊がこの地を売買したならば一方的に作職を他人に与えるとされている²¹⁾。これが「作職進退」の内容を示すものと思われ、それは年貢納入者が作職を持つことを否定するのではなく、売却することを禁止し、売却した場合には没収して他人に与えるという権利であった。

このように「御判の地」は「作職進退」であるという朝倉氏知行法を確認することができると思われるが、じつはこの法は朝倉氏知行制のなかで、大きな矛盾を抱えていた。そもそも「作職進退」が強力な権限であるとすれば、百姓得分地の売買はいつでも没収されうる危険度の高いものとなり、売買自体が萎縮していくはずである。しかし現実はそのように表に示されているように百姓得分地の売買は盛んであり、それを前提として朝倉氏の知行制は拡大しているのである。したがって「御判の地」が「作職進退」権を持つというのは、朝倉氏の判断による特別の保護を示し、一般的には作職はそれなりに安定した権利であったことをむしろ前提に考えるべきであろう。

そのことを具体的な例について検討しておきたい。永禄5年(1562)に朝倉氏は織田剣社領内の「作職中」に対し、神領を「作せしめ」ているにもかかわらず「年々無沙汰」であることを「曲事」とし、年内にきつと「究済」すべきことを命じ、なお難渋すれば「御成敗」を加えるとしている(劍神社文書49号)。ここでは、「御判の地」は「作職」を否定する権限を有するかどうかというようなことが問題とされているのではなく、年貢未納が「曲事」という犯罪であるから「御成敗」を加えられるのである。

これに対し、朝倉氏末期の元龜2年(1571)5月には神領平等村の「百姓作得分」について「沽却散在之地」を織田寺社に寄進するという朝倉氏の「御一行」が出されたので、「瓦屋之源珍分・宗玉庵分・道場之道一分」の指出の提出を命じ、今後の「作得」売買を禁止する旨を一乗谷奉行人が平等村百姓中に命じている(同53号)。これによると織田寺社の「作職進退」が実現したのであるが、同日付の平等村の庵室分百姓中宛て同奉行人の命令では、同じ趣旨を述べた後に、

庵室分之儀、早々指出調之、去永禄八年以来拘持年貢諸済物、急度可令寺社納、...

と述べているのが注目される(同54号)。庵室分百姓中は去る永禄8年(1565)以来拘持ってきた庵室分の年貢諸済物を織田寺社に納入せよとあるので、これらの「百姓作得分」については源珍以下の庵室と織田寺社との間で永禄8年以来相論の対象となっていたことがわかる。寺社が「百姓作得分」を否定しようとしても、庵室たちはそれに抵抗して永禄8年以来6年間も抵抗していたのであり、朝倉氏としても6年間寺社・庵室両方の収取権の停止(いわゆる「中途にする」)を命じて、判断を保留していた。「作職進退」は寺社がそれを主張すればすぐに実現するようなものではなく、最後は朝倉氏の権力に依存して、強引に自己の主張を通したものと思われる。その意味で織田寺社領のこの事例は反面で「作職進退」の実現が容易でなかったことも示している。

今立郡水落町の朝倉氏代官小嶋景増は水落神明社神主が地子銭を負担している又三郎の野畠を改易しようとしていることを非難して、又三郎の権利を擁護している(瓜生守邦家文書19号)。また天文18年(1549)には給人と見られる加藤二郎衛門尉と彼のもとで作職をもつ貞友の五郎衛門が相論とな

ったが、年貢は加藤が知行し、作職は五郎衛門が持つという朝倉氏一乗谷奉行人の「御意」により無事落着しており、朝倉氏が百姓の作職に一定の保護を加えている（大滝神社文書12号）。

朝倉氏知行制が「作職進退」を認めて、家臣知行地の保護や安定化を図ろうとすることは、百姓得分地の売買とその目録安堵に立脚する朝倉氏知行制の拡大と矛盾するのである。

5. 知行法の変質

右に見たように、「作職進退」の容認と百姓得分買得地の目録安堵は矛盾するが、この矛盾は個別に朝倉氏の権力の判断として処理されざるを得なかった。そうなれば朝倉氏知行法はその自律性を失って行くことになる。そうした状況を敦賀郡司教景の事例で確認しておきたい。

「御判の地」は朝倉氏から強い保護を受けるべきであるという論理を押し詰めると、「御判の地」における百姓得分売却地は、たとえその買得者が朝倉氏より安堵状を得ていたとしても無効であるという主張になる。先に引用した敦賀郡司教景の永正18年（1521）の主張がそうであって、名代逐電の跡に関し「何茂縦雖有先一行、既文龜三年之目録仁名分名付被書載上者、除公方闕所、悉寺家可為進退」と朝倉氏の買得地安堵状があったとしても、その地は没収しうるのである（西福寺文書195号）。

しかし、その翌年の大永2年（1522）に關の道場右衛門が松田与六より預かっていた名田を西福寺を始めとする人々が買得したことから紛争となった。紛争は、名田を預かっていた道場右衛門が名田を売り失ったことなどを理由に誅伐されたのち、松田より「彼本役不足之条、買得衆可成弁之由」との要求がなされたことによって生じた。すなわち、道場右衛門は買得者が本役負担を免れるいわゆる「名抜き」形式で名田を西福寺などに売却していたので、松田は本役分確保のために買得衆に本役負担を求めたのである（同201号）。実はこの名田は前年に「関衛門名田」として松田氏の強い権限が認められていたところなので（同196号）、買得者西福寺などが抵抗すると、西福寺領の名代逐電跡について教景が西福寺に認めていたように名代の跡職をすべて没収するということが十分に予測される地なのである。そこで教景は、こうした問題処理について経験の深い府中兩人に意見を求めたが、府中兩人が提示した解決策は次のようなものであった（同201号）。

弁者惣名を買得衆へ渡之、本役不足分入立候例証数有事候、殊彼衛門御成敗已前買得衆 御一行被給之由候、旁以可為其分之由、松田方雜掌高田八郎右衛門尉 也申候、

府中兩人の奨める解決策は、松田が要求しているように、この名田全体を買得衆に渡し、買得衆が本役を負担する例は数多く見られるところであり、特にこの場合には彼の衛門が成敗される以前に買得衆に朝倉氏の安堵状が出されているので、なおさらこのようにされるのがよいというものであった。この府中兩人の文書案に教景は裏封を加え、これを支持している。

前年に西福寺領名田を売り尽くした名代跡の処置については朝倉氏安堵状をも無視すべしとした教景が、逆に西福寺が買得者となった場合は買得者の利益を守る裁決を下しているのは、先に述べた朝倉氏の売買地に関する矛盾を示すものである。法に基づいて是非を争うというかたちでは処理し得なくなり、現実についての行政上の判断によって処置されるようになるのである。

朝倉氏の現実的行政上の判断を示す事例として、次の大野郡崇聖寺宛の一乗谷奉行人連署状を取り

上げてみよう（洞雲寺文書12号）。

当寺々領内寄進并買徳分事、雖給恩之地相交、売主跡於無相違者、可有領知之、次百姓自名等之儀者、依無科至不及御闕所者、不可有別儀候之条、本役致其沙汰、任当知行旨、先可被寺務由、被仰出候、恐々謹言、

天文九
十二月五日

（魚住）
景栄（花押）

（朝倉）
景伝（花押）

崇聖寺

この文書を理解するためには、既に佐藤圭氏が指摘されているように²²⁾、この天文9年（1540）はこの崇聖寺の寺領のある大野郡では郡司景高の当主孝景への離反が明確となり、景高が没落した年であることを注意しておく必要がある。景高の離反を受けて大野郡を中心に景高やその被官の土地が没収されたので、その余波を恐れる崇聖寺が寄進地・買得地についての朝倉氏の方針を問い合わせたのに対し、一乗谷より回答したのがこの文書である。崇聖寺の寄進・買得地は「給恩の地」と「百姓自名」（百姓得分地）の二種類からなっていた。後者の「百姓自名」については、売却者・寄進者が朝倉氏により闕所処分とされた場合（すなわち「公方闕所」処分）を除き、崇聖寺に知行を認めたもので、これは目録安堵を行ってきた朝倉氏の従来論理を確認したものである。

前者の「給恩の地」については、売却者・寄進者の跡職に問題がないならば、知行してよいとされており、給恩地の売買を認めないとした、朝倉氏の原則は適用されていない。朝倉氏がこの段階で給恩地の売買を認めるように原則を転換させたのかというとそうではなく、表より明らかなように、朝倉氏への買得地目録安堵の文書では依然として「給恩地」売買が含まれていないとの誓約文言が記されている。したがって朝倉氏は知行法において給恩地売買を認めたわけではないが、大野郡司景高没落後の大野郡内の行政的処置において給恩地売買を認めたのである。ここでも、法より行政判断が重んじられるようになったのである。

給恩地売買に関しては、享禄3年（1530）の府中真照寺買得地の目録安堵において朝倉孝景は2か所の「御給恩地」買得地を寺領として安堵している²³⁾。また天文19年（1550）に富田吉順は南条郡池上保の延国名・源良名の本役を年々無沙汰したので、この二名の田畠山林と抜地を三輪弥七に渡し、三輪に本役・小成物の負担を依頼している（『松雲公採集遺編類纂』三輪文書）。この名田畠は吉順の祖父が崇禅寺より買得したものであったが、そのとき崇禅寺は「崇禅寺被給候 御一行御目録」を吉順の祖父に引き渡しており、給恩地の買得であった。これを吉順は朝倉氏より安堵されており、三輪氏に引き渡す際に「拙者 御一行之内候間可御心安候」と述べており、三輪氏には朝倉氏の安堵状が出されている。この例からすれば、給恩地の売買や持ち主の移動について、さほど深刻に考えられているようには見えない。

給恩地を先給人が売却していた場合、朝倉氏より先給人跡職を新たに宛行われた新給人はその売却地を取り戻して知行しうることはすでに述べたが、給人跡職を相続したばあいでも売却給恩地の取り戻しが認められる例がみられる。大永4年（1524）に孝景が吉田郡藤嶋荘上郷下司の中村利久に「中

村増智坊以来知行分、沽却散在年貢諸濟物」の「収納」を認めているのは、「平泉寺臨時之御神事見之流鎬馬入用」に宛てるための例外的措置だと理解することができるかもしれない（白山神社文書1号）。しかし天文20年（1551）8月に朝倉延景（義景）が織田寺玉蔵坊に沽却散在地を取り戻して「新寄進」として保証している例（劔神社文書35号）永禄6年（1563）11月に義景が平泉寺賢聖院の沽却散在地を取り返して「新寄進」として知行させている例（白山神社文書8号）は両寺院が朝倉氏の「祈願所」であることから認められた特権と判断される。この両寺への「新寄進」の文書による限り、給恩地を売却した両寺の責任は不問に付されており、給恩地売買禁止という知行法の規定は「祈願所」という特権を前に無視されている。

こうして享禄年間にはまだ例外的であった給恩地売買の容認は天文年間には広く見られるようになり、永禄年間には給恩地売買禁止は名目化しつつあった。そして最初に述べたように、永禄11年（1568）9月の目録安堵より朝倉氏は給恩地であっても買得地を安堵するようになり（表参照）、実質的に容認するようになる。ただしそのときの文言は、

此目録任奥書之旨、封裏訖、給恩之地堅雖令停止、為新恩可寺務者也、
 というものであって（白山神社文書13号）、給恩地の買得は堅く禁止しているところであるが、特別に認めるという恩着せがましいものとなっている。したがって法としての給恩地売買禁止は撤回されてはいないのだが、実質的には変質していたのである。先に知行法の「作職進退」がその自律性を失ったと述べたが、永禄末年には朝倉氏知行法の根幹をなしていた給恩地売買禁止もその実効力を失っていた。

結びにかえて

本稿は朝倉氏知行法を想定して論を進めてきたのだが、永禄末年にはその知行法はその法としての体系制を欠くものとなっていた。そうした状況を招いたのは、要するに戦国期越前においては土地に関する得分権売買が盛んに行われており、それに対して朝倉氏が一貫した政策を持ち得なかったからである。

朝倉氏知行法の形成とその変質について、最後に不十分ながら図式を描いてみよう。朝倉氏の知行制としては、15世紀後半においても戦国大名化する以前からのやり方と推定される跡職給与が行われていた。しかし給与された跡職について、先給人が給恩地得点を売却している場合があった。跡職維持の立場からするとこれは好ましいことではなかったが、朝倉氏もこの給恩地売買を安堵する場合があり（「除先安堵状」）、対応は一定していなかった。文龜3年（1503）末に敦賀郡司景豊の反乱に関連して知行を再編成する必要が生じたとき、給恩地売買については以前に安堵したものは認めるが、それ以外の「沽却散在地」は新給人が取り戻して支配できるという原則を定めた。その原則はすでに明応9年（1500）に確認される給恩地売買禁止を知行法に取り込んだものであった。これにより安堵状のある給恩地売買は認めるというこれまでのやり方は以後原則として見られなくなる。

給恩地の売買とちがって百姓得分地の売買は、売却者が闕所処分を受けて没収される場合を除き認められていた。しかし、朝倉氏の給与あるいは安堵した「御判の地」という朝倉氏知行法上の概念は次第に荘園法や普通法を破るようになり、「御判の地」において売買された百姓得分地は没収しうる

という観念が発達し、朝倉氏もそれを認めて「御判の地」の「作職進退」を給人に認めるようになる。こうして朝倉氏知行法では、「御判の地」においては「作職進退」が認められる場合があるということになった。

しかし、朝倉氏の知行制は給人や寺庵が百姓得分地を買得したものを買得目録に記して安堵を申請し、朝倉氏がそれを目録安堵するというかたちで拡大していくという構造をもっていたから、「御判の地」の「作職進退」には制約があった。したがって「御判の地」の百姓買得地を否定する主張と、それを認める主張が同一人物においてすらなされるようになり、知行法としての自律性が損なわれた。そのなかで、「公方闕所」となった百姓得分売却地は没収するという原則が確立していったが、そのほか朝倉氏権力の政治的判断が知行地をめぐる紛争において比重を占めるようになっていった。「作職進退」についての準拠すべき法が曖昧になったことにより朝倉氏の裁決も停滞し、朝倉氏末期の織田荘の「百姓作得分」をめぐる紛争は6年間も続いていた。

そして永禄11年(1568)には知行法の基礎をなしていた給恩地売買禁止も放棄される。こうして、明応9年(1500)あるいは文亀3年(1503)に確認される朝倉氏知行法は変質していった。しかしそれは同時に新しい知行制に向けての模索の時期でもあった。表の元亀3年(1572)の岩本連満と翌年の木津宗久の目録安堵状は織田信長との決戦を前に、村落の小領主層の買得地を安堵することにより彼らの総動員を図ったものである²⁴⁾。これまで「御判の地」のもとで存在を脅かされることのあった百姓得分地が大規模に朝倉氏知行制のなかに取り込まれていったことがわかる。百姓得分地を大規模に給地化していくことは、いうまでもなく農村の剰余得分を軍事的に総動員することである。そのためには、買得地目録による申告制でなく、何らかの検地による百姓得分地の全体的把握という課題に取り組まざるを得なくなるだろう。しかし、それが新しい体制として構築される前に朝倉氏は滅亡を迎える。

注

- 1) 池享「戦国大名の領有編制」1978年、同氏『大名領国制の研究』1995年、校倉書房、所収。
- 2) この点に関してはさしあたり拙稿「戦国期研究の動向」『歴史評論』523号、1993年を参照されたい。
- 3) 勝俣鎮夫「一五 - 一六世紀の日本」『日本通史』10、中世4、所収、1994年、岩波書店。
- 4) 池上裕子『戦国時代社会構造の研究』第4部「石高と検地」1999年、校倉書房。木越隆三『織豊期検地と石高の研究』2000年、桂書房。
- 5) 河村昭一「戦国大名朝倉氏の領国支配と名体制」『史学研究』123号、1974年。戦国大名論集4『中部大名の研究』(1983年、吉川弘文館)に再録。
- 6) 神田千里「越前朝倉氏の在地支配の特質」『史学雑誌』89 - 1、1980年。前注掲載書に再録。
- 7) 2004年度、福井大学大学院教育学研究科修士論文。未公刊(非公開ではない)。
- 8) 拙稿「戦国大名若狭武田氏の買得地安堵」『福井大学教育学部紀要』第 部、社会科学、第40号、1990年。この論考では、次のように述べた。普通法上の存在である買得地はその地の領主から補任状をうるという荘園法上の確認行為によって安定する。ここで「普通法」というのはハンス・ティーム「普通法の概念」(久保正幡監訳『ヨーロッパ法の歴史と理念』所収、1978年。岩波書店、22頁)にいう「同一国家の国民全体に共通な法」をさす。しかし戦国大名武田氏のもとでは、普通法と荘園法に基づく安堵だけでは、武田氏の闕所処分権に基づく没収に対抗できなかった。そこで武田氏の買得地安堵状が求められ、その安堵状には当該売買地を武田氏の「新寄進」「給分」として位置付け直すという論理が含まれているので、闕所処分を免れることができた。こうした武田氏の安堵状は普通法とも荘園法とも異なる「敢えて言えば大名法の論理に従っていたのである」(拙稿、12頁)。この論考では「大名法の論理」という表現にとどまっているが、それを朝倉氏を扱う本稿では「知行法」と明確化した

い。ただし、家臣の史料が著しく乏しい朝倉氏の史料状況では「知行法」の全体を明らかにすることは困難である。

- 9) 平松文書 1 号、『敦賀市史』史料編第 2 巻所収。
- 10) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館所蔵鳥居文書。以下本文では鳥居文書と称する。
- 11) 佐藤圭、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料 『朝倉氏五代の発給文書』2004年、69頁。ただし画期的である点についての詳しい説明はない。
- 12) 「沽却散在地」について河村氏前掲論文は「各方面へ売却された土地」と理解している(161頁)。これに対し神田千里氏は元龜 3 年(1572)に知行地を没収された新開源七が「名々知行之旨帯証文訴訟之通、高橋新介披露之处、無別儀条任目録之旨、沽却散在之地等集之、為新恩可知行」ことが認められた例(片岡五郎兵衛家文書 2 号)を引き、「沽却散在之地」は新開氏の提出した「目録」に従って集められた土地であって、売却地ではないとする(同氏前掲論文 216 頁)。神田氏の解釈では「沽却」の意味が考慮されていない。また、この史料の「目録」とは他の多くの例からして(例えば、『福井県史』資料編 8 所収、西福寺文書 195 号)、朝倉氏が知行地であることを安堵した「目録」であって、沽却散在地となる以前の状態に戻す根拠となるものである。河村氏は「散在」を「各方面」と理解されたが、天文 16 年(1547)に西福寺の寺領を他人に売り渡した責任者を処罰する問題について「彼田地従当寺散在之最初依不明、売之役者不及糺明」と述べている例があり、これによれば「散在」とはもとの持ち主から離れることを意味する(同、西福寺文書 222 号)。
- 13) 「給恩地」が朝倉氏より給与あるいは安堵された家臣の知行地を指すことは疑いないが、寺社に給与あるいは安堵された土地も「給恩地」と称されたかどうかは、一応確かめておく必要がある。享禄 3 年(1530)に府中真照寺は買得地を記して朝倉氏の安堵を求めているが、その中の「寺屋敷壹所、…売主小島 左衛門」と「壹段、れいかん寺領之内、…売主貞純」について「已上縦此式ヶ所八雖為御給恩之地、新寄進二被下者、忝存候」と述べている(「府中寺社御除地」所収文書、佐藤氏前掲『朝倉氏五代の発給文書』に 47 号として収載)。この「御給恩地」とされている 2 か所のうち、小島氏の売却寺屋敷は家臣知行地の可能性が強いが、「れいかん寺領」内の「貞純」売却地は寺社の知行地であったと見てよい。
- 14) 以下、『福井県史』資料編の 3 - 9 所収の県内文書の所在地などについては周知のことなので、以下では資料編の巻数を記すことを省略し、文書番号のみを示す。
- 15) 前掲拙稿「戦国大名武田氏の買得地安堵」がこの点に言及している。
- 16) 河村氏前掲論文。
- 17) 松原信之「山内秋郎家の新出中世文書」『福井県文書館研究紀要』3 号、2006 年、所収の山内秋郎家文書 4 号。
- 18) この文言を、「将来孝景の御判を頂いて知行していただきたい」との意味に解しようとする場合には「於以後孝景様之御判形之由、被及聞召候而」という文言でならなければならない。
- 19) この文書の「悉く落とすべし」について佐藤圭氏は、斎藤氏が朝倉氏景の裏判目録に加筆してごまかしたのでこの地を朝倉氏が没収することと理解されている(佐藤圭編、前掲『朝倉氏五代の発給文書』、79 頁)。しかしこの文書は全体として斎藤氏の要求を孝景が叶えた文書として理解する必要がある。
- 20) 百姓得分地売却禁止令として出雲鱈淵寺領の事例がある。天文 12 年(1543)6 月に尼子晴久は鱈淵寺の掟として「諸寺領百姓等、下地他所之仁不可立沽却・質限之事」と命じ、百姓が他所の人に沽却や質入れすることを禁止している(曾根研三編『鱈淵寺文書の研究』153 号)。これは尼子氏による寺領保護令ではあっても、尼子氏知行法の適用と見ることは難しい。それに対して、「氏景の裏判目録に入筆されているので悉く没収」とする朝倉氏の場合は知行法の適用と考えてよいと思われる。
- 21) 前掲、山内秋郎家文書 8 号。
- 22) 佐藤氏前掲『朝倉氏五代の発給文書』119 頁。
- 23) 前掲、「府中寺社御除地」所収文書。
- 24) 岩本連満・木津宗久の目録安堵状はいずれも現地に伝えられており、彼らはいわゆる小領主層に属し、兵農分離のなかで農の道を選んだのであろう。

〔付記〕本稿のもとになったのは「朝倉氏の知行制と沽却散在地」(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第 15 回企画展『古文書が語る朝倉氏の歴史』2006 年 7 月刊への特別寄稿。47 - 50 頁)という小文であり、また 2006 年 8 月 5 日の記念講演「戦国大名朝倉氏の特質」である。お世話になった一乗谷朝倉氏資料館の佐藤圭氏にお礼申し上げる。